

建設計画の主要事業について（案）

１．主要事業の位置付け

建設計画には、合併特例法において合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項を定めるとされています。このため、「新市建設計画（案）」には、各市町村の振興（総合）計画・実施計画を踏まえ、新市の施策の中に主な事業を取り纏めています。

この主要事業は、それぞれの施策・主な事業の中に位置付けられるものであり、「新市建設計画（案）」の県との協議の手続き上、各市町村から構想に基づいて、現時点で想定される合併により必要となる事業、及び主要事業の提案を受け、新市の計画として策定したものです。

なお、これらの主要事業については、将来に向けて全く固定したものではなく、今後の社会経済情勢の変化や市民ニーズに対処して、ここに掲げられていない新たな事業にも弾力的に対応するなど、より良く新市のまちづくりが推進されるように努めて参ります。

また、合併後において総合計画や実施計画が策定された際には、これらの主要事業についても、これに伴って検討されることになります。

対象事業は、構成市町村を事業主体とする１事業１千万円以上の事業とし、県営事業負担金や経年により更新需要が発生するもの、維持修繕的なものは含みません。

事業内容及び実施年度や事業費、特例債などの合併支援措置を含む財源手当などについては、新市において適切な検討と運用に努めます。

2．事業の選定

特定事業の設定

今後の庄内南部地区を見据えたとき、少子高齢化や財政危機などにより地域社会や地域産業の維持発展が困難になり、地域全体の活力の低下が危惧されています。このため、建設計画では、それらを見据えた今後のまちづくりビジョンや取り組む課題などを掲げていますが、今後の公共投資は財政の厳しい制約を受け、新規投資余地の縮小が必至の情勢にあります。

こうした状況に対応して、施策の効果的な実施を図るためには、視野を新市全体に広げ、地域資源の最適な組み合わせによってその有効活用を図るため、中枢機能の拡充や新市地域が一体となった広域連携（ネットワーク）により、産業の発展や住民福祉の維持、向上、安全安心な地域づくりに努めていくことが求められています。

このような観点から、新市まちづくりビジョンの基本目標の実現に向けた公共投資のうち、重点的な事業を選定したものです。

市町村個別事業の設定

新市において、現市町村の重要事業は継続して取り組むことになります。また、新たな課題についても市町村の優先順位を尊重し、財政運営との整合性を図りつつ実施に努めるものです。事業は、市町村からの提案を受け、取り纏めています。

3．事業費

事業費枠については、財政計画期間中の投資額 8 0 0 億円のうち、特定事業と市町村個別事業費枠を 6 5 0 億円とします。

他はここに掲げられていないものの、新市として重要性が認められる新規事業の提案や臨時的事業、及び県営事業負担金、小規模事業に対応する事業

費枠とします。

特定事業

２．により選定した事業は、別紙の通り２５事業、２１６億円とします。

市町村個別事業

事業費枠６５０億円より特定事業費２１６億円を控除した４３４億円とし、個別事業は別紙の通りとします。

構成市町村別事業費枠の調整例

個別事業を１／３づつ財政規模、人口割、均等割で評価した場合

	標準財政規模 による割合	人口割	均等割	全体割合	調整額(億円)
鶴岡市	54.18%	64.70%	14.28%	0.44384	192.6
藤島町	8.35%	7.90%	14.28%	0.10178	44.2
羽黒町	7.99%	6.20%	14.28%	0.09491	41.2
櫛引町	7.07%	5.50%	14.28%	0.08951	38.8
三川町	5.98%	5.10%	14.28%	0.08454	36.7
朝日村	7.31%	3.80%	14.28%	0.08464	36.7
温海町	9.11%	6.80%	14.28%	0.10064	43.7
計	100.00%	100.00%	100.00%	0.99987	433.9

特例債を活用する対象事業

財政計画上は、建設事業に充当する特例債を３８０億円（事業費枠４００億円）計上していますが、対象とする事業の選定は先に記したとおり、新市において国・県との具体的な協議、審査を受け決定し、積極的な活用に努めます。